

第 54 期（第 10 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 6 年 8 月 29 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 高知県最低賃金専門部会の結果報告について（報告）
 - (2) 高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について
 - (3) 高知県最低賃金専門部会の廃止について
 - (4) その他
- 3 閉 会

資 料

- 1 第 54 期高知地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 高知県最低賃金専門部会報告書（写）
- 3 高知県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
- 4 高知県最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写）

第54期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益委員	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表委員	いちがわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	おおさき まさひろ 大崎 真広	凸版印刷労働組合エレ関東支部副支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事(令和5年6月28日任命)
	かたやま こうき 片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和6年8月13日

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明 殿

高知地方最低賃金審議会
高知県最低賃金専門部会
部会長 中橋 紅美

高知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月27日、高知地方最低賃金審議会において付託された高知県最低賃金の改正決定について、別紙1のとおり、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙2のと通りの結論に達したので報告する。

なお、中小企業等が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であり、公益委員としては、専門部会での各側委員の意見を踏まえ、中小企業等への支援が適切に行われるよう、次の事項を政府及び中央最低賃金審議会に強く要望する。

(政府への要望事項)

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、日本が目指す最低賃金の理想的水準や、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」とした根拠を具体的に明示いただきたい。

併せて、誰もが豊かさを実感できるよう、賃上げによる所得増加と企業の生産性向上を図るため、以下の直接的かつ効果的な支援策の実施に取り組んでいただきたい。

- 1 生産年齢人口が減少する中、企業の人材不足は経営上の不安要素として恒常化しつつある問題と考えられる。特に中小企業・小規模事業者が労働生産性を向上させ継続的な賃上げを実現できるよう、各種施策(自動化・省力化投資の支援、事業承継・人材確保への支援、各種補助金・助成金の支給等)を具体的かつ確実に行っていただきたい。
- 2 下請取引の適正化に関し、中小企業庁による価格交渉・価格転嫁の実施状況調査によれば、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加している。価格転嫁が困難な中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、特にエネルギー費や労務費のコスト上昇分の適切な転嫁に向け、引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成や、実効ある解決策を実施いただきたい。
- 3 人材不足への対応が急務となっている中、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、喫緊の取組として被扶養者に係る年収の上限を撤廃する等といった社会保障制度の更なる改善を要望する。
- 4 業務改善助成金については、近年の累次の要件緩和や拡充によりその活

用が進んでいることは評価する。もっとも、まだその利用は一部の企業に限られているのが現状である。設備投資や賃上げが容易でない中小企業・小規模事業者に一層利用され、より活用が促進されるよう、「発効日前日までの引き上げ」の撤廃や「生産性向上に資する設備投資等」の緩和等支給要件の軽減を要望する。

(中央最低賃金審議会への要望事項)

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、その金額に関し労働者側及び使用者側の意見の一致が見られなかった。目安額審議にあたっては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するよう、金額の根拠や引上げに係る将来見通し等を、公労使間で十分に検討の上、全会一致の結論を目指して審議を尽くしていただきたい。

また、別紙3のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新データにより比較したところ、令和4年10月9日発効の高知県最低賃金(時間額853円)は、令和4年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建設株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

高知県最低賃金専門部会審議経過

令和6年8月1日(第1回) 運営規程、労使の基本主張

令和6年8月2日(第2回) 改定審議

令和6年8月6日(第3回) 改定審議

令和6年8月8日(第4回) 改定審議

令和6年8月9日(第5回) 改定審議

令和6年8月13日(第6回) 改定審議 結審

(参考)

令和6年6月27日 諮問

令和6年8月1日 目安の伝達

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 9 5 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 5 3 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 1 0 月 9 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ~ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（9 2 , 0 8 3 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 4 年 1 0 月 9 日発効の高知県最低賃金の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$8 5 3 \text{ 円(高知県最低賃金)} \times 1 7 3 . 8 \text{ 時間(1 箇月平均法定労働時間)} \\ \times 0 . 8 0 7 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 1 1 9 , 6 3 9 \text{ 円}$$

時間給 8 5 3 円で月 1 7 3 . 8 時間働いた場合の令和 4 年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

令和6年8月13日

高知労働局長
菊池宏二 殿高知地方最低賃金審議会
会長 近藤啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月27日付け高労発基0627第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月9日発効の高知県最低賃金（時間額853円）は令和4年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であることから、本答申にあたり、中小企業・小規模事業者への支援が適切に行われるよう、下記のとおり、政府及び中央最低賃金審議会に強く要望する。

記

1 政府への要望事項

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、日本が目指す最低賃金の理想的水準や、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」とした根拠を具体的に明示いただきたい。

併せて、誰もが豊かさを実感できるよう、賃上げによる所得増加と企業の生産性向上を図るため、以下の直接的かつ効果的な支援策の実施に取り組んでいただきたい。

- (1) 生産年齢人口が減少する中、企業の人材不足は経営上の不安要素として恒常化しつつある問題と考えられる。特に中小企業・小規模事業者が労働生産性を向上させ継続的な賃上げを実現できるよう、各種施策（自動化・

省力化投資の支援、事業承継・人材確保への支援、各種補助金・助成金の支給等)を具体的かつ確実に行っていただきたい。

- (2) 下請取引の適正化に関し、中小企業庁による価格交渉・価格転嫁の実施状況調査によれば、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加している。価格転嫁が困難な中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、特にエネルギー費や労務費のコスト上昇分の適切な転嫁に向け、引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成や、実効ある解決策を実施いただきたい。
- (3) 人材不足への対応が急務となっている中、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、喫緊の取組として被扶養者に係る年収の上限を撤廃する等といった社会保障制度の更なる改善を要望する。
- (4) 業務改善助成金については、近年の累次の要件緩和や拡充によりその活用が進んでいることは評価する。もっとも、まだその利用は一部の企業に限られているのが現状である。設備投資や賃上げが容易でない中小企業・小規模事業者に一層利用され、より活用が促進されるよう、「発効日前日までの引き上げ」の撤廃や「生産性向上に資する設備投資等」の緩和等支給要件の軽減を要望する。

2 中央最低賃金審議会への要望事項

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、その金額に関し労働者側及び使用者側の意見の一致が見られなかった。目安額審議にあたっては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するよう、金額の根拠や引上げに係る将来見通し等を、公労使間で十分に検討の上、全会一致の結論を目指して審議を尽くしていただきたい。

高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間952円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 853円
- (3) 発 効 日 令和4年10月9日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（92,083円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和4年10月9日発効の高知県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1箇月換算額

$$853\text{円}(\text{高知県最低賃金}) \times 173.8\text{時間}(1\text{箇月平均法定労働時間}) \\ \times 0.807(\text{可処分所得の総所得に対する比率}\ast) = 119,639\text{円}$$

※ 時間給853円で月173.8時間働いた場合の令和4年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

2024年8月27日

高知労働局長 菊池 宏二 殿

高知県労働組合連合会
執行委員長 筒井 敬二

〒780-0850
高知県高知市丸ノ内 2-1-10
電話 088-872-3406

2024年高知県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいております高知地方最低賃金審議会委員の皆様にご心から敬意を表します。

さて、高知地方最低賃金審議会は、8月13日、今年度の高知地方最低賃金の改定について、現行の897円を55円引き上げ、952円とすることを答申しました。中央最低賃金審議会が目安をすべてのランクで50円とし、格差の縮小が要請される中、Cランクの目安50円に対し5円上乗せしたことは、格差縮減に向けた積極的な対応と受け止めます。また、答申文の「政府への要望事項」において、直接的かつ効果的な支援策の実施として具体的に要望したことは、重要なポイントだと考えます。

しかしながら、今回の答申額は、まだまだ低水準を脱却できておらず、また、昨今の物価高騰に対して、労働者の生活を守る上で不十分だと言わざるを得ません。つきましては、今回の答申について下記のとおり異議を申し立てます。なお、異議審議にあたっては、意見の陳述を求めます。

記

1. 陳述者

高知県労働組合連合会・執行委員 清水 広志（こうち生協労働組合）

2. 異議申し立ての理由

(1) 水準が低すぎる

今回答申した時間額952円では、憲法に明記される健康で文化的な最低限度の水準を満たしていません。審議会は、政府への要望事項として「日本が目指す最低賃金の理想的水準や、『2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す』とした根拠を具体的に明示いただきたい。」と要望しています。政府が示した1,500円は、私たち県労連が2022年に実施した「最低生計費試算調査」で示した「年収300万円・時間額1,500円」と合致しています。すでに2年前に具体的なデータを示したにも関わらず、審議会で議論や調査もせず政府に根拠を求めている時点で、審議が不十分であったと言わざるを得ません。

(2) 使用者が主張する支払い能力論に矛盾している

答申では、政府への要望項目の1番目で「人材不足は経営上の不安要素として恒常化しつつある問題」とし、継続的な賃上げを実現できるよう支援を求めています。そして、その次に「価格転嫁」への支援が記載されています。これは従来、使用者側が主張してきた「価格転嫁が出来ず、中小企業は支払いが厳しい」というものとは違ってきています。

これまで使用者側は、支払い能力を盾に引上げを抑制しようとしてきたが、昨今の人材確保難は、労働者の処遇改善を持続的に図らなければ人材流出は止まらず、人材不足も解消し得ないことを自覚させ、使用者にとっては「大幅」と言える引き上げも受け入れるよう変化してきていると見るができます。これは、見方を変えれば、「価格転嫁は十分でなくても人材不足のためには賃上げする体力がある」ということを示しています。

「支払い能力」という客観的な情報がない中では「生計費」「通常の賃金」の2要素で議論が行われるべきですが、賃金構造基本統計調査によると、2022年(令和4年)の都道府県別賃金(男女計)で高知県より賃金が高い県が10県あります。しかし、そのうち半数が高知県より高い答申を出しているという点からも、審議会での議論は不十分と言わざるを得ません。

【都道府県に賃金と高知との格差、答申額】

都道府県	青森	岩手	秋田	山形	鳥取	島根	高知	佐賀	宮崎	鹿児島	沖縄
賃金(万)	247.6	252.3	259.1	254.6	263.8	263.1	265.2	265.0	249.6	256.0	252.0
格差(万)	-17.6	-12.9	-6.1	-10.6	-1.4	-2.1	0	-0.2	-15.6	-9.2	-13.2
答申	55円		54円	55円	57円	58円	55円	56円	55円	56円	56円

(3) 「原則公開」の規定が守られていない

公平で公正な審議という点では、非公開が前提の審議には課題が残っています。生活に係る最低賃金の議論が非公開を前提に進められていることも問題です。特定最賃を議論する小委員会では、「企業に話を聞くため、プライバシーに関わる話もあるかもしれないが、事前に企業には公開であることを伝え配慮してもらおう」としました。しかし、専門部会の公開については「率直な意見交換ができない可能性がある」として、金額審議の非公開を公益委員が提案しました。審議会は「原則公開」であるにもかかわらず、公開のための努力もなしに非公開を公益委員が提案すること自体が「原則非公開」の実態を示しており、「原則公開」の規約から逸脱した中での審議であり、公開の場での審議のやり直しが必要と考えます。

4. 異議申し立ての理由に対する回答を求めます

通常、異議申し立てに対し労使から「金額については不満があるが、十分議論して出した答え」という趣旨の意見が出されますが、意義申し立ての「3つの理由」は公益委員見解や答申にも記載されていない部分だと考えます。却下するとしても、「3つの理由」に対する審議会の回答をお願いします。

以上